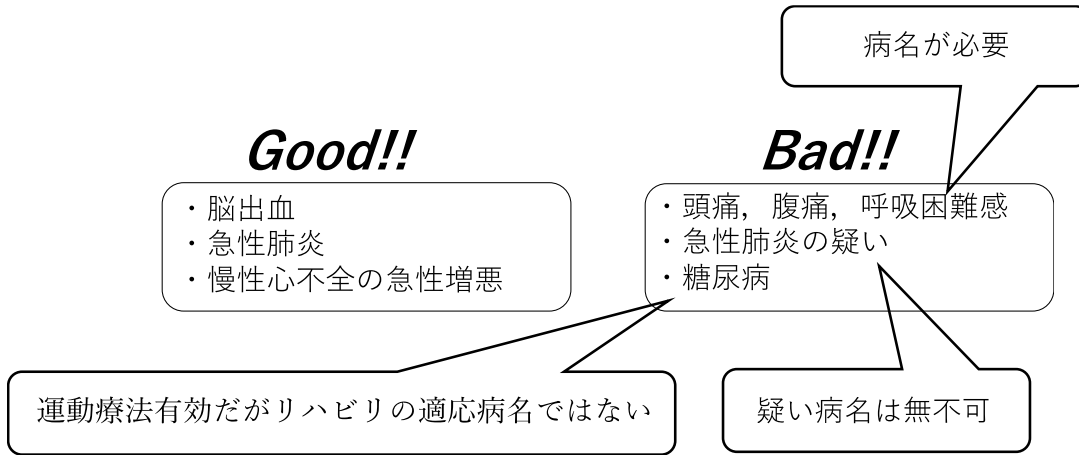


●リハビリテーション適応病名

処方の際の注意点



疾患分類	点数	標準算定上限	対象疾患（抜粋）
心大血管疾患 リハビリテーション料	205点/単位	150日	急性心筋梗塞、狭心症、開心術後、大血管疾患、慢性心不全で BNP>80pg/ml 等
脳血管疾患等 リハビリテーション料	245点/単位	180日	脳梗塞（急性期）、脳腫瘍、脊髄損傷、急性脳症、パーキンソン病 等
廃用症候群 リハビリテーション料	180点/単位	120日	急性疾患に伴う安静による廃用症候群
運動器 リハビリテーション料	185点/単位	150日	上・下肢の複合損傷、運動器の骨折、運動器の悪性腫瘍 等
呼吸器 リハビリテーション料	175点/単位	90日	肺炎・無気肺などの急性呼吸器疾患、肺腫瘍、一定の条件を満たした慢性呼吸器疾患 等
がん患者 リハビリテーション料	205点/単位		入院中に手術/化学療法/放射線治療を予定または実施した患者、在宅復帰予定の進行がん患者

(1単位 = 20分)

心大血管疾患リハビリテーション料

対象となる患者は、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に心大血管疾患リハビリテーションが必要であると認めるものであること。

- ア 急性発症した心大血管疾患又は心大血管疾患の手術後の患者とは、急性心筋梗塞、狭心症、開心術後、経カテーテル大動脈弁置換術後、大血管疾患（大動脈解離、解離性大動脈瘤、大血管術後）のもの
- イ 慢性心不全、末梢動脈閉塞性疾患その他の慢性の心大血管の疾患により、一定程度以上の呼吸循環機能の低下及び日常生活能力の低下を来している患者とは、
 - (イ) 慢性心不全であって、左室駆出率40%以下、最高酸素摂取量が基準値80%以下、脳性Na利尿ペプチド（BNP）が80pg/mL以上の状態のもの又は脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）が400pg/mL以上の状態のもの
 - (ロ) 末梢動脈閉塞性疾患であって、間欠性跛行を呈する状態のもの

脳血管疾患等リハビリテーション料

対象となる患者は、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が脳血管疾患等リハビリテーションが必要であると認めるものであること。

- ア 急性発症した脳血管疾患又はその手術後の患者とは、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳外傷、脳炎、急性脳症（低酸素脳症等）、髄膜炎等のもの
- イ 急性発症した中枢神経疾患又はその手術後の患者とは、脳膿瘍、脊髄損傷、脊髄腫瘍、脳腫瘍摘出術などの開頭術後、てんかん重積発作等のもの
- ウ 神経疾患とは、多発性神経炎（ギランバレー症候群等）、多発性硬化症、末梢神経障害（顔面神経麻痺等）等のもの
- エ 慢性的神経筋疾患とは、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、運動ニューロン疾患（筋萎縮性側索硬化症）、遺伝性運動感覚ニューロパチー、末梢神経障害、皮膚筋炎、多発性筋炎等のもの
- オ 失語症、失認及び失行症、高次脳機能障害の患者
- カ 難聴や人工内耳植込手術等に伴う聴覚・言語機能の障害を有する患者とは、音声障害、構音障害、言語発達障害、難聴に伴う聴覚・言語機能の障害又は人工内耳植込手術に伴う聴覚・言語機能の障害を持つ患者
- キ 顎・口腔の先天異常に伴う構音障害を有する患者
- ク 舌悪性腫瘍等の手術による構音障害を有する患者
- ケ リハビリテーションを要する状態であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているものとは、脳性麻痺等に伴う先天性の発達障害等の患者であって、治療開始時のFIM 115以下、BI 85 以下の状態等のものをいう。

廃用症候群リハビリテーション料

対象となる患者は、急性疾患等に伴う安静（治療の有無を問わない。）による廃用症候群であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているものであること。「一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの」とは、治療開始時において、FIM 115 以下、BI 85 以下の状態等のものをいう。

運動器リハビリテーション料

対象となる患者は、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に運動器リハビリテーションが必要であると認めるものであること。

- ア 急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者とは、上・下肢の複合損傷（骨、筋・腱・靭帯、神経、血管のうち3種類以上の複合損傷）、脊椎損傷による四肢麻痺（1肢以上）、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断（義肢）、運動器の悪性腫瘍等のもの
- イ 慢性的運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者とは、関節の変性疾患、関節の炎症性疾患、熱傷瘢痕による関節拘縮、運動器不安定症、糖尿病足病変等のもの。

呼吸器リハビリテーション料

対象となる患者は、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に呼吸器リハビリテーションが必要であると認めるものであること。

- ア 急性発症した呼吸器疾患の患者とは、肺炎、無気肺等のもの
- イ 肺腫瘍、胸部外傷その他の呼吸器疾患又はその手術後の患者とは、肺腫瘍、胸部外傷、肺塞栓、肺移植手術、慢性閉塞性肺疾患（COPD）に対するLVRS（Lung volume reduction surgery）等の呼吸器疾患又はその手術後の患者をいう。
- ウ 慢性的呼吸器疾患により、一定程度以上の重症の呼吸困難や日常生活能力の低下を来している患者とは、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、気管支喘息、気管支拡張症、間質性肺炎、塵肺、びまん性汎気管支炎（DPB）、神経筋疾患で呼吸不全を伴う患者、気管切開下の患者、人工呼吸管理下の患者、肺結核後遺症等のものであって、次の(イ)から(ハ)までのいずれかの状態に該当するものをいう。
 - (イ) 息切れスケール（Medical Research Council Scale）で2以上の呼吸困難を有する状態
 - (ロ) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）で日本呼吸器学会の重症度分類のII以上の状態
 - (ハ) 呼吸障害による歩行機能低下や日常生活活動度の低下により日常生活に支障を来す状態
- エ 食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌等の手術前後の呼吸機能訓練を要する患者とは、食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌等の患者であって、これらの疾患に係る手術日から概ね1週間前の患者及び手術後の患者で呼吸機能訓練を行うことで術後の経過が良好になることが医学的に期待できる患者のことをいう。

がん患者リハビリテーション料

対象となる患者は、入院中のがん患者であって、以下のいずれかに該当する者をいい、医師が個別にがん患者リハビリテーションが必要であると認める者である。

- ア 当該入院中のがんの治療のための手術、骨髄抑制を来しうる化学療法、放射線治療若しくは造血幹細胞移植が行われる予定の患者又は行われた患者
- イ 在宅において緩和ケア主体で治療を行っている進行がん又は末期がんの患者であって、症状増悪のため一時的に入院加療を行っており、在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要なもの